

令和 5 年 12 月 6 日

第 8 回南知多町議会定例会会議録

## 1 議事日程

12月6日（初日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町大字内海地内における交通事故））
- 日程第5 議案第54号 南知多町公告式条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第55号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第56号 南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第57号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第58号 南知多町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第59号 南知多町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第60号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第61号 令和5年度南知多町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第13 議案第62号 令和5年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第63号 令和5年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第64号 令和5年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第65号 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 請願第5号 「介護保険制度の改善を求める意見書」の提出を求める請願

## 2 会議に付した事件 議事日程に同じ

### 3 議員の出欠席状況

出席議員 (12名)

1番	森	宏子	2番	山本	優作
3番	鈴木	浩二	4番	片山	陽市
5番	小嶋	完作	6番	内田	保
7番	石垣	菊蔵	8番	服部	光男
9番	藤井	満久	10番	吉原	一治
11番	榎戸	陵友	12番	石黒	充明

欠席議員 (なし)

### 4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	高田順平
総務部長	大岩幹治	総務課長	坂口増和
防災危機管理室長	石黒俊光	税務課長	内田純慈
企画財政課長	滝本功	成長戦略室長	山本剛資
建設経済部長	滝本恭史	建設課長	山本剛
産業振興課長	奥川広康	水道課長	山下哲矢
厚生部長	相川和英	住民福祉課長	田中直之
保険年金室長	山下忠仁	環境課長	富田和彦
健康介護課長	坂本有二	健康子育て室長	大久保美保
教育長	高橋篤	教育部長	鈴木淳二
学校教育課長	鈴木和芳	社会教育課長	森崇史
学校給食センター所長	宮地利佳	会計管理者兼会計課長	山本有里

### 5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田中達也	書記	松本満砂
書記	山下英将		

[ 開会 9時30分 ]

○議長（鈴木浩二君）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中を12月定例町議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

令和5年最後の12月定例会の初日を迎えました。令和5年を振り返ってみますと、3月の第5回ワールドベースボールクラシック、7月にはサッカー女子ワールドカップ、9月にはラグビーワールドカップが開催され、日本選手の躍動に多くの国民が感動しました。

また、女子ゴルフ国内ツアーでは、22歳の山下美夢有選手が史上最年少で2年連続年間賞金女王に輝きました。女子ゴルフ界のトッププレイヤーとして注目されていますが、残念なことにグリーンでのマークの仕方にルール違反の疑いがあると指摘されました。

そして近頃、ネットやニュースを騒がせているのが首長によるパワハラ問題です。福岡県宮若市長や東郷町長のパワハラ問題など、首長によるパワハラ発言が広く世の中に出るようになりました。また、議会では、広島県の安芸高田市、岡山県浅口市などが議員による暴言、恫喝が問題となっています。

なぜパワハラがなくならないのか考えてみますと、そもそも自分の行為がパワハラだという認識や自覚がないことが原因だと思われまます。ここに出席の皆さんについては、部下を持ち、指導をする立場の方々です。世の中のルールやマナーを守ることはもちろんですが、皆さんもこれを契機に部下をよく理解し、自分の行為がパワハラに該当しないか一度考えてみましょう。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第8回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案説明等のため、地方自治法第121条の規定により、町長をはじめ関係職員の出席を求めましたので御報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より、令和5年8月から10月までの例月出納検査結果報告の提出がありました。

また、教育委員会教育長より、南知多町教育委員会活動の点検及び評価の結果に関する報告の提出がありました。あわせて議案とともに送付しておりますので、御承知おきください。

ここで、発言する方に申し上げます。

聞き取りにくい場合がありますので、発言に際し、マスクを外し発言をしてください。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

#### ○議長（鈴木浩二君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において10番、吉原一治議員、11番、榎戸陵友議員を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

#### ○議長（鈴木浩二君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの15日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定しました。

---

### 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

#### ○議長（鈴木浩二君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

#### ○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに12月定例町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様におかれましては御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、諸般報告をさせていただきます。

初めに、11月5日に開催されました第38回南知多町産業まつりについて報告させていただきます。

産業まつり当日は、天気にも恵まれ、町内の特産物をはじめ、姉妹都市、長野県下諏訪町や友好交流町、岐阜県八百津町の特産物の販売など、23団体から76ブースの参加をいただきました。

そのほか、南知多中学校吹奏楽部の演奏をはじめとするステージ発表や、各産業団体からの協賛により、令和元年度以来、4年振りに餅まきも復活し、大きなにぎわいを見せました。約9,000の方に御来場いただき、盛大な産業まつりとなりましたことに深く感謝申し上げます。

次に、令和5年度の町防災訓練の実施につきまして報告いたします。

今年度は4年振りに町内5地区全てにおいて防災訓練を実施し、多くの町民の方に御参加いただきました。

豊浜、師崎、篠島、日間賀島の4地区では、9月から11月にかけて、地元区役員の皆様、自主防災会役員の皆様、町議会議員の皆様の御協力の下、町民など671人の参加を得て行うことができました。

訓練内容は地区ごとに様々で、消火訓練、応急救護訓練、避難所受付訓練、炊き出し訓練、地震体験、災害時のトイレ講座などを行いました。

内海地区では、11月26日に津波避難訓練を町民783人の参加を得て行いました。また、同日の午後からは、南知多中学校において、地域防災リーダー養成講座を兼ねた避難所開設・運営訓練を地元区の役員の皆様や町内各地区の自主防災会役員の皆様など78人の参加を得て行いました。

これらの訓練により、各地区における地域防災力の向上に取り組んでおります。今後とも引き続き命を守る防災対策を推進してまいります。

次に、令和3年度から作成を進めておりました町文化財保存活用地域計画について、この12月に文化庁の認定を受ける見込みとなりましたので御報告いたします。

この計画は、文化財保護法の規定に基づき作成し、本町にとってかけがえのない文化財などを所有者や行政だけでなく、関係する地域の住民や住民団体、学校、民間企業、専門家など地域総がかりで守り、活用していくための指針となるものでございます。

令和3年度から、重要文化財所有者をはじめ、文化財保護委員会や関係団体の代表者、

専門家などで構成する協議会での6回の会議や、住民アンケート調査を実施して素案を作成し、文化庁調査官等の指導の下、関係省庁への意見聴取を経て、最終案をまとめました。今後、国の文化審議会文化財分科会での審議を経て、認定される見込みでございます。この認定により、本町における今後の文化財保存活用施策の指針となるとともに、一部の事業実施に際し補助金等の交付も見込まれ、事業を進める上で大きな効果があるものと考えています。

最後に、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症の状況について御報告させていただきますとともに、お願い申し上げます。

愛知県の発表によりますと、新型コロナウイルス感染症の定点医療機関1機関当たりの患者報告数は、8月中旬に25.69人とピークを迎えましたが、9月20日から秋の接種が始まったこともあり、11月中旬には2.37人まで低下しており、比較的落ち着いている状況にあります。

しかし、今年はヘルパンギーナ、溶連菌、RSウイルス、咽頭結膜熱など様々な感染症が見られております。中でもインフルエンザについては、例年1月、2月頃に流行のピークを迎えますが、予防接種が始まる前の時期から感染が拡大しており、10月30日から11月5日の間、愛知県の定点報告で1医療機関当たり34.62人にまで拡大しました。これは国立感染症研究所が定める警報の指標である30人を上回る数値であったため、11月9日付で早くも愛知県からインフルエンザ警報が発令されました。今回の警報は4年振りの発令となり、過去10年で一番早い時期での発令となります。町民の皆様におかれましては、引き続き石けんによる手洗いや換気といった感染対策を行っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、高齢者のインフルエンザ予防接種は1月末まで、新型コロナワクチン接種は3月末まで実施しておりますので、接種を希望される方はお早めに申込みいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日提出させていただきます案件は、報告1件及び南知多町公告式条例の一部を改正する条例についてをはじめ12議案であります。

それでは順を追って、提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第5号の専決処分の報告につきましては、南知多町大字内海地内で発生した交通

事故について、損害賠償の額を決定し、和解することにつき、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

議案第54号の南知多町公告式条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続のデジタル化及び効率化を推進する観点から、条例の公布等を町公式ホームページに設置した掲示場にて掲示して行うことができるようにするため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第55号の南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第56号の南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第57号の南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の3議案につきましては、人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定に合わせ、議会議員及び特別職の職員の期末手当支給割合の改定並びに一般職の職員の給与改定を実施するため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第58号の南知多町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正されたことに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第59号の南知多町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第60号の南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、子育て世帯の負担軽減の観点から、令和6年1月より、出産被保険者に係る産前・産後期間の所得割額及び被保険者均等割額の軽減措置が講じられることとなったため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第61号は、令和5年度南知多町一般会計補正予算（第7号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,995万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億8,105万4,000円とするものであります。

議案第62号は、令和5年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ246万3,000円を追加し、補正



後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,687万6,000円とするものであります。

議案第63号は、令和5年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ178万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億464万9,000円とするものであります。

議案第64号は、令和5年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、収益的支出の予定額に2万3,000円を追加し6億9,212万7,000円に、また資本的支出の予定額を67万7,000円減額し2億6,455万9,000円とするものであります。

議案第65号は、令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、収益的収入の予定額に274万8,000円を追加し1億3,837万9,000円に、収益的支出の予定額を126万2,000円減額し1億3,864万円に、また資本的収入の予定額を1,095万2,000円減額し5,485万5,000円とするものであります。

以上で、諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（鈴木浩二君）**

これをもって、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

---

**日程第4 報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町大字内海地内における交通事故））**

**○議長（鈴木浩二君）**

日程第4、報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町大字内海地内における交通事故））についての件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長。

**○総務部長（大岩幹治君）**

それでは、報告第5号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

データの4ページを御覧ください。

専決第6号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。

南知多町大字内海地内で発生した交通事故について、損害賠償の額を決定し、和解をするため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る令和5年9月22日付で専決処分いたしましたので、御報告するものでございます。

1の相手方の名称につきましては、記載のとおりでございます。

2の事故の概要につきましては、令和5年8月17日午後3時35分頃、職員が南知多町大字内海地内の道路において、公用車を右折させる際に周囲の状況確認を怠り、公用車の左前方部を相手方が所有する家屋の外壁に接触させ、当該外壁を損傷させたものであります。

3の損害賠償の額及び和解の内容につきましては、損害賠償の額は1万2,000円でありまして、和解の内容は、相手方に対し、事故に係る家屋外壁の修理代として上記損害賠償の金額を支払うものであります。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって報告を終わります。

---

日程第5 議案第54号 南知多町公告式条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第5、議案第54号 南知多町公告式条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、議案第54号 南知多町公告式条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

データの8ページの提案理由の説明を御覧ください。

1. 改正の理由であります。

行政手続のデジタル化及び効率化を推進する観点から、条例の公布等を町公式ホームページに設置した掲示場に掲示して行うことができるようにするため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容は、(1)条例の公布等を行う掲示場を集約する改正は、第2条第

2項関係であります。

(2) 条例の公布等を町公式ホームページに設置した掲示場に掲示して行うことができるようにする改正は、第2条第3項関係であります。

3の施行期日等は、(1)令和6年1月1日であります。

(2) 関係条例の一部改正として、ア、南知多町財政状況の公表に関する条例の一部改正は、附則第2項関係であります。イ、南知多町監査委員に関する条例の一部改正は、附則第3項関係であります。ウ、南知多町都市公園条例の一部改正は、附則第4項関係であります。

提案理由の説明の次のページに新旧対照表をつけていますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（鈴木浩二君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

**○6番（内田 保君）**

それでは、公告式条例についての確認したいと思います。

この条例では、本町の掲示場のところだけ紙の掲示にして、あとはもうみんななくすと。全てホームページ等で確認できるようにするという、そういうのが趣旨だと思えますが、私が見ている範囲で、内海のところでもそうですけど、時々眺めてみえる方も見えるんですね。私のようになかなかデジタルについていけないというか、紙でないと頭に入っていないという方も中には見えると思うんですね。それで、本庁に1つ残すというならば、両島に、なかなか本庁に来る方もできない方も見えると思ったんですよ。なので、両島に残すということも考えなかったんでしょうか。そのことだけちょっとお聞きします。

**○議長（鈴木浩二君）**

総務課長。

**○総務課長（坂口増和君）**

両島の掲示場を残すべきではないかという御質問でございました。両島住民に限らず、現在スマートフォンやパソコンが普及しております。よって、現行の紙ベースでの5か所の掲示場の掲示より、家にいながら確認できる環境があると考えておりますので、原則、ホームページでの掲示といたしまして、紙での掲示場については、両島も含め本庁1か所に集約する予定としました。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第54号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第6 議案第55号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第56号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第57号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第6、議案第55号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第56号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議案第57号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての3件は、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、議案第55号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、議案第56号 南知多町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第57号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、この3議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

データの16ページの提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由であります。

人事院は、令和5年8月に民間給与との較差を埋めるため、俸給表の水準を平均1.1%引き上げるなどの給与勧告を行いました。これにより、本町においても、国家公務員の給与改定に合わせ、議会議員及び特別職の職員の期末手当支給割合の改定並びに一般職の職員の給与改定を実施するため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容です。

(1)南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例は、第6条第2項関係であります。

(2)南知多町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、第4条関係であります。

改正の内容は、期末手当の支給割合について、令和5年12月期は0.1月分引き上げ、令和6年6月期及び12月期の支給割合についてはそれぞれ1.70月分とし、均等とするものであります。

次の表は、期末手当の6月期、12月期を区分ごとに年間の合計支給割合を表したものであります。

(3)南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、次のページを御覧ください。

改正の内容は、ア、給料表の改正で、初任給をはじめ、若年層に重点を置いて、給料月額を1.1%引き上げるため、別表第1及び別表第2の給料表をそれぞれ改正するものであります。

イとしまして、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正で、第20条及び第21条第2項関係であります。定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合について、令和5年12月期はそれぞれ0.05月分引き上げるものであります。定年

前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合について、令和5年12月期はそれぞれ0.025月分引き上げるものであります。

なお、令和6年6月期及び12月期の支給割合については、均等にするものであります。

次の表は、期末手当及び勤勉手当の6月期、12月期を区分ごとに年間の合計支給割合を表したものであります。

3の施行期日等は、(1)議案第55号及び議案第56号については、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行します。

次のページを御覧ください。

第1条の規定による改正後の条例の規定は、令和5年12月1日から適用します。

(2)議案第57号については、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行します。第1条の規定（給料表の改正）による改正後の給与条例の規定は令和5年4月1日から適用します。第1条の規定（期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正）による改正後の給与条例の規定は令和5年12月1日から適用することとしております。

提案理由の説明の次のページに新旧対照表が添付してありますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

#### ○6番（内田 保君）

それでは、給与の引上げについて質問をしたいと思います。

まず、南知多町の職員の一般職は約200人、そして会計年度任用職員も約170人から180人ですか、ほぼ同人数で運営されておると思います。いわゆる組織というのは、基本的には人です。人を大事にしない組織は壊れていきます。今回の給与の引上げは一般職だけということをお聞きしました。それで、会計年度任用職員は、多くの方が努力をされて頑張っておられます。国も同じような処遇をなささいという指導をしているわけ

ですけど、会計年度任用職員は期末手当をもらっておりますので、その部分の引上げは考えなかったのか。期末手当だけでもね。本給は別としても。これが1点。

それから2点目ですね。財政力指数は0.48というふうな形での、どんどんと0.5を割って、非常に厳しい財政状況になっているということはお聞きしております。その中でも財政運営をしていくときに、やっぱりリーダーとしての構えを見せるためにも、特別職、議員、そして町長、副町長、教育長、ここの給与については、別にこれは勧告ですので、引き上げなければならないということじゃないんですよ。なので、やはりその配慮をして、これは少し我慢しようかと、そういうふうな配慮というか、決断はできなかったのか、その2点についてお伺いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（坂口増和君）

まず1つ目でございますけれども、会計年度の期末手当の引上げにつきましてでございます。現行条例によりまして、会計年度の期末手当につきましては、当該年度中は変更せず、翌年度から一般職と同様の率に改正を行うこととしておるところでございます。変更しない、遡及適用を行わない理由といたしましては、任用したときに雇用通知を通知していることと、現在扶養の範囲内で働いている会計年度任用職員が一定数いることから、影響が大きいと考えるため、遡及適用はしておりません。

あと、2つ目でございますけれども、特別職の期末手当でございます。

これまでも人事院勧告を受け、国の法改正に合わせ、本町の率も変更をしておりますので、これまで同様に今回も国の改正の内容に合わせることにいたしました。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第55号、議案第56号、議案第57号の件について

は、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第9 議案第58号 南知多町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について**

**○議長（鈴木浩二君）**

日程第9、議案第58号 南知多町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

**○総務部長（大岩幹治君）**

それでは、議案第58号 南知多町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの41ページの提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律により、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容は、(1)引用条文の変更に伴う改正で、第1条関係でございます。

次に、(2)感染症の発生及びまん延の初期段階から職員の派遣が可能になったことに伴う派遣職員への手当の名称の改正で、第1条関係でございます。

3の施行期日は、公布の日でございます。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけていますので、後ほど御覧ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（鈴木浩二君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

**○6番（内田 保君）**

1点だけ確認します。



この派遣手当の額ですが、6,000円ということをお聞きしておりますけど、それは変わりませんか。

○議長（鈴木浩二君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

条例のほうで定めている派遣手当の額につきましては、国の政令に準じて規定しております。変動はありません。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第58号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第10 議案第59号 南知多町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する 条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第10、議案第59号 南知多町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、議案第59号 南知多町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

データの46ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年12月13日に施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからで

あります。

2の改正の主な内容は、(1)既存の引用条文の条ずれに伴う改定等規定の整理をするもので、第8条、第9条、第10条、第12条及び第15条関係でございます。

(2)災害その他非常時における代執行制度に関する規定の追加をするもので、第12条関係でございます。

(3)の施行期日は、令和5年12月13日であります。

提案理由の次のページから条例改正に係る新旧対照表をつけてありますので、後ほど御覧ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

#### ○6番（内田 保君）

確認したいと思います。

新しい条例になったということで、4点質問したいと思います。

1点は、この条例の中に管理不全空き家というのがうたわれております。南知多町においては、6月から施行されているんですけど、国の法律については南知多町のほうはちゃんと把握しているか、幾つあるのかということ。

それから、特定空き家というのは以前からあると思うんですが、この特定空き家についても幾つあるかということです。

それから2点目です。緊急代執行ができるようになるというような形になっておりまして、このマニュアル規定というのを南知多町としてどのような形で持っているかと。どういう場合に緊急代執行をするというふうな、また代執行ですね、それをやるかというふうなところの大まかなことで、もしあったら示してください。

それから3点目です。空き家バンクが南知多町もたしかつくってあると思うんですが、全国的な空き家バンクとの情報共有というのが今、自治体の約半分ぐらいでなされているんですね。南知多町も全国の空き家バンクの情報共有の中に入っているかどうか。

それから4点目です。今回の条例で特に財産管理人が不明確な場合に、町長が裁判所に指定して、新たな財産管理人を指定することができる。こういうのがつけ加えられました。なので、南知多町の中にも恐らく誰が持ち主なのか分からないようなものがあると思うんですね。なので、こういう財産管理人を指定して、早期にその建物を代執行していくというふうな、なかなかお金がかかるので難しいこともあるんですけど、そういうことについては考えているかどうか。この4点についてお聞かせください。

○議長（鈴木浩二君）

成長戦略室長。

○成長戦略室長（山本剛資君）

内田議員の質問に答えさせていただきます。

まず1つ目の管理不全空き家の数ですが、町が把握しております住民の方から情報提供があり、特定空家として認定するに至らなかった、いわゆる管理不全空き家と呼ばれる空き家の件数ですが、こちらにつきましては62件で、62件のうち、除却等で解消済みのものが16件ありますので、それを除きますと、残っているのが46件と把握しております。

2つ目の特定空家と認定した数は167件で、こちらのほうも除却等で解消したものが57件ございまして、残っている特定空家は110件となります。

続きまして、3つ目の南知多町に緊急代執行の基準等、どのように行っているかという質問についてお答えさせていただきます。

特定空家につきましては、住民の方から危険等の情報提供があった場合に必要な措置を講ずるように、空き家所有者に対して段階的に助言または指導、勧告、命令の順に行いますが、災害その他非常の場合において、保安上著しく危険な状態にあり、命令、意見聴取との措置をいとまがないときは緊急代執行を行います。

本町においては、特定空家がどのような状況になったら緊急代執行を行うか明確な基準等はなく、また代執行を行った事例等も現在ございません。その中で、代執行等の特定空家の必要な措置については、国土交通省が定めております特定空家に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針、ガイドラインを参照して行っていくこととなりますが、このガイドラインには、特定空家等に対する措置に係る手続について参考となる一般的な考え方が示されており、緊急代執行を行うための明確な基準等は示されておりません。したがって、緊急代執行につきましては、地域の実情を反映しつつ、

特定空家等が現にもたらしている悪影響の範囲、程度、人命に及ぼす危険等の切迫性、または対象となる空き家の物的状態を総合的に判断して対応を検討してまいります。

続いて、空き家バンクの情報提供が全国のネットとつながっているかということなんですが、こちらのほうは全国とのつながりはございません。

4つ目の財産管理人につきましては、今回条例のほうにはうたっていないんですが、空家等の特措法のほうの14条のほうに財産管理人の指定についての規定がございます。町においても、相続人とか財産管理人が不明な建物もたくさんありますので、特措法に基づく民法の特例等を活用しながら、今後そういった所有者不明空き家等については対応していきたいと考えております。以上です。

**○議長（鈴木浩二君）**

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第59号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第11 議案第60号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について**

**○議長（鈴木浩二君）**

日程第11、議案第60号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

**○厚生部長（相川和英君）**

それでは、議案第60号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明申し上げます。

データの53ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保

険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布され、子育て世帯の負担軽減の観点から、令和6年1月より出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額の軽減措置が講じられることとなったため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容は、出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額の軽減措置の追加をするもので、第23条第3項関係であります。

3の施行期日は、令和6年1月1日であります。

また、適用区分としまして、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

次のページに新旧対照表を添付してありますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（鈴木浩二君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第60号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第12 議案第61号 令和5年度南知多町一般会計補正予算（第7号）**

**○議長（鈴木浩二君）**

日程第12、議案第61号 令和5年度南知多町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高田順平君）

それでは、議案第61号 令和5年度南知多町一般会計補正予算（第7号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの56ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,995万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億8,105万4,000円とするものでございます。

第2条、債務負担行為の補正は、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

第3条、地方債の補正は、地方債の追加及び変更をお願いするものでございます。

補正をお願いする内容は、大きく分けると、人事異動及び給与改定などに伴う人件費と、当面の行政運営上必要となりました人件費以外の経費の2つでございます。

人件費につきましては、補正予算給与費明細書で御説明させていただき、科目ごとの説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、歳出の人件費から御説明いたします。

少し飛びまして、データの79ページを御覧ください。

補正予算給与費明細書になります。

左ページの1. 特別職の表の一番下段にあります比較の欄の計を御覧ください。

給与費のうち、期末手当につきまして、今年度の人事院勧告で示された給与改定による支給月額の上昇59万4,000円と、その他の手当7万円、計66万4,000円の増額と、掛金・負担金率の変更による共済費の減額分1万1,000円の合計65万3,000円を増額するものでございます。

右ページを御覧ください。

一般職の給与費及び共済費の補正でございます。

(1)総括の表、比較の欄を御覧ください。

職員数につきましては、退職者の不補充により、補正前の当初予算見込みより6名の減でございます。

次に、給与費のうち、給料は1,720万6,000円の減額でございます。これは、給与改定による職員給与の増額と、職員の退職を含めました人事異動等による減額の差額を計上するものでございます。

職員手当は428万4,000円の増額で、内訳は下記の表のとおりでございます。

共済費につきましては、30万円の減額となっております。

次のページの右の表、イ、会計年度任用職員の表、比較の欄を御覧ください。

報酬につきましては、10万円の増額となっております。

次のページをお願いいたします。

左のページは、今回の補正増減額の明細、右ページと次のページは、補正後の給料及び職員手当の状況を表したものでございます。説明は省略させていただきます。

次に、人件費以外の歳出の補正について御説明させていただきます。

戻りまして、データの64ページをお願いいたします。

3. 歳出の上段の表になります。

1款1項1目議会費のうち、議員給与費は36万1,000円の増額補正でございます。これは、議員給与費のうち期末手当につきまして、令和5年度の給与改定による支給月額の上昇36万1,000円を増額するものでございます。

次のページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費は390万5,000円の減額補正であります。これは、購入を予定していた公用車1台分について、納車に係る期間の長期化により、今年度中に支払い見込みがなくなったため減額するものでございます。

14目公共交通対策事業費は、コミュニティ助成金と地方債を財源としていましたが、地方債とコミュニティ助成金と併用ができないため、地方債から一般財源に財源更正するものでございます。

少し飛びまして、67ページ下段を御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、5目社会福祉医療費、子ども医療費は1,078万3,000円の増額補正でございます。通院に係る医療費が見込みより増加するため、給付費及び審査支払手数料を増額するものでございます。

後期高齢者福祉医療費は1,064万円の増額でございます。子ども医療費同様、通院に係る医療費が見込みより増加するため、給付費を増額するものでございます。

次のページ下段を御覧ください。

7目障害者福祉費、障害者援護事業費は55万7,000円の増額補正でございます。これは、令和5年10月の海っ子バスの運賃改定に伴い、障害者に対する交通費扶助を増額するものでございます。

障害者総合支援事業費の12節委託料は110万円の増額補正でございます。令和6年度に予定されている報酬改定へ対応するため、障害者福祉サービスシステムを改修するものでございます。

18節負担金、補助及び交付金は454万9,000円の増額補正でございます。これは、障害者相談支援事業の委託料に対する平成30年度から令和5年度分の消費税を支払うための経費でございます。

19節扶助費は8,152万円の増額補正でございます。これは、障害者総合支援事業に係る障害者福祉サービスの利用が当初の見込みより増えるため、介護給付費、障害児通所給付費等を増額するものでございます。

22節償還金、利子及び割引料は、障害福祉サービスシステムの改修に伴う国庫支出金等返還金を増額するものでございます。

次のページ上段を御覧ください。

9目電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費は1億5,842万7,000円の増額でございます。これは、物価高騰に対する追加策として、物価高騰の負担感が大きい住民税非課税世帯等の低所得世帯に対し、1世帯当たり7万円を追加給付するものでございます。

主な経費としまして、システム改修業務委託料246万3,000円及び給付対象の低所得世帯は2,200世帯と見込みまして、給付金1億5,400万円を計上するものでございます。

また、職員給与費75万9,000円は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業に係る職員の時間外勤務手当を計上するものでございます。

次に、最下段から次ページ上段でございます。

2項児童福祉費、2目児童運営費、保育所一般管理費は123万3,000円の増額でございます。これは、篠島保育園において、施設型給付費委託料の対象となる児童の増加に伴う委託料、令和4年度に実施した子ども・子育て支援交付金の精算に伴う国庫支出金等返還金を増額するものでございます。

7目、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費は676万4,000円の増額でございます。これは、令和4年度に実施した低所得の子育て世帯に対する子育て世帯支援特別給付金給付事業の精算に伴う国庫支出金等返還金を増額するものでございます。

次のページ上段2行目を御覧ください。



4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費、予防接種事業費は3,889万9,000円の増額補正でございます。これは、令和4年度に実施した感染症予防事業費等国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金及び令和3年度、4年度に実施した新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の精算に伴う国庫支出金等返還金を増額するものでございます。

次に、4 目母子衛生費は60万円の増額補正でございます。このうち19節扶助費50万円は、未熟児養育医療給付費が当初見込みを上回ったため増額するものでございます。

22節償還金、利子及び割引料10万円は、母子保健衛生費国庫補助金、未熟児養育医療費等国庫負担金及び未熟児養育医療給付費負担金の精算に伴う国庫支出金等返還金でございます。

次に、5 目知多南部衛生組合費は2,935万1,000円の減額補正でございます。これは、知多南部衛生組合の事業に要する経費の減、繰越金の精算により分担金を減額するものであります。

次のページ下段を御覧ください。

6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費は55万1,000円の増額補正でございます。これは、6月2日に発生した大雨により被災した農業者の営農継続を支援するため、種苗、肥料、農薬等の農業資材の購入費の一部を補助するものでございます。

1 ページ飛びまして、74ページ中段を御覧ください。

8 款土木費、4 項港湾費、1 項港湾管理費は147万4,000円の増額補正でございます。これは、小桝緑地の老朽化した施設の補修及び海岸から吹きつけた砂の除去のための費用を増額するものでございます。

次のページ下段を御覧ください。

10 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費、小学校一般管理費は716万1,000円の増額補正でございます。

このうち10節需用費129万3,000円は、電気代の高騰、水道使用量の増加に伴い、当初見込みを上回ったため増額するものでございます。

11節役務費58万円は、日間賀小学校の前面道路に伸びた樹木の伐採費用でございます。

次のページ、14節工事請負費340万5,000円は、みさき小学校の消防設備取替工事、特別支援教室改修工事費用を計上するものでございます。

17節備品購入費188万3,000円は、内海小学校とみさき小学校のプールろ過装置の更新

費用を計上するものでございます。

次に、2目教育振興費は1,396万6,000円の増額補正でございます。これは、4年ごとに見直される教科書に準拠した教師用教科書・指導書等の購入費を計上するものでございます。

次に、3項中学校費、1目学校管理費は671万2,000円の増額補正でございます。これは、南知多中学校通学用バスの運行について、当初見込みから使用日数が増加したため、運行委託料を増額するものでございます。

次に、4項社会教育費、1目社会教育総務費、二十歳のつどい開催費は4万5,000円の増額補正でございます。これは、二十歳のつどいで行われるお祝い行事への協力者謝礼が不足するため増額するものでございます。

次のページ、中段を御覧ください。

2目公民館費、公民館維持管理費は74万4,000円の増額補正でございます。これは、町民会館入り口の照明取付工事、篠島開発総合センターの火災報知器受信機取替工事、日間賀島公民館集会室のエアコン修繕費用を計上するものでございます。

次に、3目文化財保護費は20万2,000円の増額補正でございます。

18節負担金、補助及び交付金は、内海西端区の保有する文化財、神楽船の修理に要する費用の一部、5万円を補助するものでございます。

10節需用費15万2,000円は、尾州廻船主内田家の映像システムの補修費用でございます。

次のページ中段を御覧ください。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費は40万円の財源更正を行うものでございます。これは、今年度実施した農林水産施設に係る災害復旧工事の経費について、予備費にて対応していましたが、地方債を財源とすることとしたため財源更正を行うものでございます。

2目漁港施設災害復旧費は1,159万5,000円の財源更正を行うものでございます。これは、6月2日に発生した大雨により、日間賀島漁港に漂着した流木等を撤去処分するための経費について、国の災害認定を受けたため財源更正を行うものでございます。

次に、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう施設災害復旧費は410万円の財源更正でございます。これは、今年度実施した道路橋梁施設に係る災害復旧工事の経費について、予備費にて対応していましたが、地方債を財源とすることとしたため財源

更正を行うものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

少し戻りまして、62ページを御覧ください。

2. 歳入でございます。

10款1項1目地方交付税は1億7,384万4,000円の増額補正であります。これは、令和5年度分の普通交付税額の確定に伴いまして、当初予算計上額との差額分を追加計上するものでございます。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は3,876万円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました障害者福祉費の介護給付費などに対する国の負担分でございます。

3目災害復旧費国庫負担金は1,159万5,000円の増額補正でございます。これは、歳出で御説明いたしました6月2日の大雨により、日間賀島漁港に漂流した流木等を撤去処分する費用に対する国の負担金でございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は1,938万円の増額補正でございます。これも、歳出で御説明いたしました障害者福祉費の介護給付費などに対する県の負担分でございます。

次に、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金は32万5,000円の増額補正でございます。これは、歳出で御説明いたしました被災農業者営農支援に対する補助金でございます。

次に、19款1項1目繰越金は7,464万9,000円の増額補正でございます。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整としまして増額するものであります。

次のページを御覧ください。

21款1項町債、1目総務費は2,390万円の減額補正でございます。これは、歳出で御説明いたしました公用車の購入事業の財源としていた地方債の減額及びコミュニティバス購入の財源としていた地方債がコミュニティ助成事業と併用ができなくなったため、減額変更するものでございます。

5目教育債は80万円の増額補正でございます。これは、歳出で御説明しましたみさき小学校の消防設備取替工事に対する財源として起債限度額を追加するものでございます。

7目災害復旧債は450万円の増額補正でございます。これは、今年度実施した道路橋梁施設及び農業用施設に係る災害復旧工事の経費につき、予備費にて対応した分について

て地方債を財源とするため、起債限度額を追加するものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

戻りまして、データの58ページ、右の表を御覧ください。データの58ページでございます。

第2表、債務負担行為の表であります。

一番上、放課後児童健全育成事業自動車運転業務委託事業から一番下の学校給食配送業務委託事業までの11事業について、令和6年度から円滑に事業を開始するため、今年度中に契約できるよう債務負担行為を設定するものでございます。

次のページ、左の表を御覧ください。

第3表、地方債補正の表であります。

歳入の21款町債にて御説明させていただきました地方債の追加、変更でございます。

少し飛びまして、84ページを御覧ください。84ページでございます。

地方債の現在高見込みに関する調書でございます。

表の一番下の右側になりますが。令和5年度末現在高見込額は64億2,095万9,000円でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

#### ○6番（内田 保君）

それでは、一般会計補正予算について3点確認と質問をさせていただきます。

まず第1点、72ページの産業振興課関係ですけど、先ほど説明があった被災農業者営農支援事業補助金ですが、どのような被災農業者に対して補助をしたのかと、この45万円の対象者は何人だったのか、これについて説明してください。

それから2点目です。74ページですね。港湾施設維持管理費が設定されておりますけれど、この港湾施設整備工事が147万でした。どこの港をどんな形で工事したのかと、これも説明してください。

それから3点目。78ページの災害復旧費のところですか。先ほど、日間賀島に対しての国庫負担金だというふうにお聞きしたんですが、これは篠島は入っていないんですか。日間賀島だけの国庫負担金だったのか、これもちょっと明らかにしてほしいと思います。1,159万円来ているということで、実際に日間賀島の流木などを撤去した金額は幾らだったのかと。国庫負担金の1,159万円で大体帳尻が合ったのかどうか、これについてもお聞かせください。以上です。

**○議長（鈴木浩二君）**

答弁の前ではございますが、時間がたっておりますので、ここで暫時休憩いたします。再開は10時55分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 10時46分 〕

〔 再開 10時55分 〕

**○議長（鈴木浩二君）**

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

内田議員の議員の質疑の答弁より再開いたしたいと思います。

産業振興課長。

**○産業振興課長（奥川広康君）**

ただいま内田議員からの御質問に対して答弁いたします。

被災農業者営農支援事業につきましては、まず被災農業者というのは、6月2日の大雨で被災を受けましたトウモロコシ栽培農業者でございます。

続きまして、被災支援内容につきましては、トウモロコシが倒伏、倒れましたので、出荷額に影響を受けまして、それに対する県と町で支援金を交付するものでございます。

最後に対象者でございますが、4名となっております。

以上で答弁を終わります。

**○議長（鈴木浩二君）**

建設課長。

**○建設課長（山本 剛君）**

内田議員に御質問に対して答弁いたします。

1点目なんですけれども、港湾施設の整備工事というのはどういったことを実施するのかといった御質問だったと思うんですけど、こちらのほうは令和6年度より指定管理

を予定しております小桝緑地内の施設修繕や飛砂対策でございまして、港の工事ではございません。

大きく3つの種別の工事でございますが、センターハウス内のシャワー設備に係るガス給湯器を2基ですとか、コインタイマー1基などでございます。また、同じセンターハウス内のガス給湯器のスチールドアの部分、これは16か所を修繕いたします。あとは、芝生広場内に堆積した砂の除去といった工事が内容でございます。

続いての災害復旧費、62ページでございますが、篠島漁港についてはどうかといった御質問だったと思いますが、こちらにつきましては県の管理漁港になっておりますので、愛知県の方で災害復旧費を計上しております。

実際に日間賀の災害費用はどうだったのかといったことだったと思うんですが、こちらのほうにつきましては、収集から運搬、処分まででございますが、こちらの費用が全て含めまして1,449万6,900円となっております。こちらのほうの費用に対しまして、国の補助80%でございますので、費用としましては賄えているというところでございます。以上です。

**○議長（鈴木浩二君）**

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第61号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

ここで答弁の申出がありましたので許可します。

成長戦略室長。

**○成長戦略室長（山本剛資君）**

先ほど、内田議員の質問で、空き家バンク情報について全国で共有しているのかという質問に対して、私の答弁で共有していないと回答させていただきましたが、全国版空き家バンクと愛知県版空き家バンクに登録しており、全国空き家問題として情報共有をしておりました。大変申し訳ございませんでした。

---

日程第13 議案第62号 令和5年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第13、議案第62号 令和5年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、議案第62号 令和5年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由の説明を申し上げます。

データの85ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ246万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,687万6,000円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、歳出から御説明申し上げます。

データの88ページを御覧ください。

3. 歳出、3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費につきましては246万3,000円の増額補正であります。これは、人事異動及び給与改定に伴い、人件費を増額するものであります。

次に、歳入について説明申し上げます。

同じページ上段を御覧ください。

2. 歳入、6款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金につきましては246万3,000円の増額補正であります。これは、歳出に対する歳入の財源調整でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第62号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第14 議案第63号 令和5年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算(第1号)**

**○議長(鈴木浩二君)**

日程第14、議案第63号 令和5年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

**○建設経済部長(滝本恭史君)**

それでは、議案第63号 令和5年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの92ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ178万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億464万9,000円とするものでございます。

補正をお願いする内容であります。

まず、歳出から説明いたしますので、少し飛びまして95ページを御覧ください。

下段の表、3.歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は46万7,000円の増額補正であります。これは、今年の9月に令和4年度消費税及び地方消費税の確定申告を行い納付しましたが、当初の見込みより多く納税したことに伴い、年度末に納付する令和5年度消費税中間納税額に不足が見込まれるため増額するものであります。

次に、2款1項施設管理費、1目維持管理費は132万円の増額補正であります。これは、師崎港立体駐車場の南側において、強風時の雨や潮風の吹き込みが激しく、利用者



に迷惑がかかっていることから、2階南開口部の塩害対策工事を行い対応するための経費であります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

同じページの上段の表、2. 歳入であります。

3款1項1目繰越金は178万7,000円の増額補正であります。これは、御説明いたしました歳出予算の財源として増額するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（鈴木浩二君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第63号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第15 議案第64号 令和5年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）**

**○議長（鈴木浩二君）**

日程第15、議案第64号 令和5年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

**○建設経済部長（滝本恭史君）**

それでは、議案第64号 令和5年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの96ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の第2条は、予算第3条に定めた収益的支出として、第1款水道

事業費用に2万3,000円を追加し、その総額を6億9,212万7,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出の第3条は、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2億1,927万円」を「2億1,859万3,000円」に改め、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額860万7,000円、過年度分損益勘定留保資金3,280万9,000円、当年度分損益勘定留保資金1億4,785万4,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額860万6,000円、過年度分損益勘定留保資金3,313万7,000円、当年度分損益勘定留保資金1億4,685万円」に改めるものであります。

また、支出として、第1款資本的支出67万7,000円を減額し、その総額を2億6,455万9,000円とするものであります。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の第4条は、予算第5条に定めた職員給与費を65万7,000円減額し、その総額を5,738万8,000円とするものであります。今回の補正は、人事異動に伴い、減額補正するものであります。

次に、データの99ページ左側を御覧ください。データの99ページでございます。

補正予算給与費明細書でございます。

1. 総括の下段、比較の欄を御覧ください。

給与費67万1,000円を減額し、法定福利費1万4,000円を追加いたします。合計65万7,000円を減額補正するものでございます。

次に、99ページ右側から100ページは、今回の補正に伴う給料及び手当の増減額の明細、給料及び手当の状況を表したものでございます。説明は省略させていただきます。

次に、データの104ページを御覧ください。

104ページは、補正予算事項別明細書でございます。

収益的収入及び支出の支出として、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目配水及び給水費は50万5,000円の減額、同項第3目総係費は52万5,000円の増額及び第2項営業外費用、第2目消費税及び地方消費税は3,000円を追加する増額補正をするものでございます。

次に、データの105ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の支出として、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目配水設備新設改良費は67万7,000円を減額補正するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第64号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第16 議案第65号 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第16、議案第65号 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、議案第65号 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの106ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の第2条は、予算第3条に定めた収益的収入として、第1款漁業集落排水事業収益を274万8,000円増額し、その総額を1億3,837万9,000円とするものであります。

次に、収益的支出として、第1款漁業集落排水事業費用を126万2,000円減額し、その総額を1億3,864万円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出の第3条は、予算第4条に定めた第1款資本的収入を1,095万2,000円減額し、その総額を5,485万5,000円とするものであります。

次に、特例的収入及び支出の第4条は、予算第4条の2中、特例的収入の「524万5,000円」を「544万8,000円」に、次に特例的支出の「1,672万7,000円」を「1,749万5,000円」に改めるものでございます。

次に、データの109ページ左側を御覧ください。

補正予算給与費明細書であります。

1. 総括の下段、比較の合計を御覧ください。

給与費291万9,000円、法定福利費64万5,000円、合計356万4,000円を減額するものでございます。

次に、データの109ページ右側から110ページは、今回の補正に伴う給料及び手当の増減額の明細、給料及び手当の状況を表したものでございます。こちらも説明は省略させていただきます。

次に、データの114ページを御覧ください。114ページになります。

こちらは補正予算事項別明細書でございます。

収益的収入及び支出の収入として、第1款漁業集落排水事業収益、第2項営業外収益、第1目他会計補助金は1,095万2,000円の増額、同項第6目長期前受金戻入は820万4,000円を減額補正するものでございます。

次に、収益的支出として、第1款漁業集落排水事業費用、第1項営業費用、第1目管渠費は229万5,000円の増額、同項第3目総係費は355万7,000円を減額補正するものでございます。

データの115ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の収入として、第1款資本的収入、第4項補助金、第3目他会計補助金は1,404万円の減額、第5項第3目他会計出資金は308万8,000円を増額補正するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第65号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第17 請願第5号 「介護保険制度の改善を求める意見書」の提出を求める請願**  
**○議長（鈴木浩二君）**

日程第17、請願第5号 「介護保険制度の改善を求める意見書」の提出を求める請願の件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願第5号につきましては、お手元の請願文書表のとおりであります。

本件については、会議規則第91条の規定により文教厚生委員会に付託いたします。

---

**○議長（鈴木浩二君）**

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦勞さまでした。

[ 散会 11時18分 ]